

## ○ 神奈川県立の総合職業技術校に関する条例施行規則（昭和54年3月31日規則第33号）

昭和54年 3月31日  
規則第33号

改正	昭和55年 3月31日規則第30号	昭和59年 3月16日規則第14号
	昭和60年 3月30日規則第17号	昭和60年 9月30日規則第71号
	昭和61年 1月24日規則第2号	昭和61年 3月31日規則第38号
	平成元年 3月31日規則第46号	平成2年 3月30日規則第13号
	平成3年 3月26日規則第13号	平成4年 2月4日規則第3号
	平成4年10月30日規則第63号	平成5年 3月30日規則第31号
	平成6年 3月15日規則第13号	平成7年 3月31日規則第58号
	平成8年 3月29日規則第40号	平成10年 6月5日規則第62号
	平成11年 3月30日規則第25号	平成11年12月28日規則第93号
	平成12年 3月31日規則第34号	平成13年 3月30日規則第51号
	平成16年 9月28日規則第82号	平成18年 3月31日規則第65号
	平成19年 3月20日規則第35号	平成25年 1月11日規則第2号
	平成28年 3月29日規則第43号	令和元年 6月25日規則第15号
	令和2年 7月17日規則第64号	令和3年 9月28日規則第80号

神奈川県立の職業訓練校に関する条例施行規則をここに公布する。

神奈川県立の総合職業技術校に関する条例施行規則

題名改正〔昭和55年規則30号・60年17号・61年38号・平成19年35号・25年2号〕

（事務の委任）

第1条 神奈川県立の総合職業技術校に関する条例（昭和54年神奈川県条例第1号。以下「条例」という。）に基づく次に掲げる事務は、神奈川県立の総合職業技術校（以下「総合職業技術校」という。）の長（以下「校長」という。）に委任する。

- （1） 条例第3条の規定により入校の選考を行うこと。
- （2） 条例第5条の規定により入校料及び授業料の全部及び一部を免除し、並びにその徴収を猶予すること。
- （3） 条例第6条ただし書の規定により授業料等を還付すること。
- （4） 条例第7条の規定により利用を承認すること。
- （5） 条例第8条の規定により利用の承認を取り消し、又は利用を中止させること。

一部改正〔昭和55年規則30号・60年17号・61年38号・平成8年40号・16年82号・19年35号・25年2号・令和2年64号〕

（休業日）

第2条 総合職業技術校の休業日は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 日曜日及び土曜日
- （2） 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- （3） 12月27日から翌年の1月5日までの日（前号に掲げる日を除く。）
- （4） 開校記念日
- （5） その他校長が知事の承認を得て定める日

2 校長は、職業訓練を行う上で必要があると認めるときは、前項第1号から第4号までに定める休業日を臨時に変更し、又は休業日に訓練を行うことができる。

一部改正〔昭和55年規則30号・60年17号・61年38号・平成元年46号・4年63号・18年65号・19年35号・25年2号〕

(入校等の手続)

第3条 総合職業技術校へ入校しようとする者は、入校申込書(第1号様式)を校長に提出しなければならない。

2 総合職業技術校を利用しようとする者(前項に規定する者を除く。)は、施設利用承認申請書(第2号様式)を校長に提出しなければならない。

一部改正〔昭和55年規則30号・60年17号・61年38号・平成5年31号・12年34号・19年35号・25年2号〕

(入校等の決定及び通知)

第4条 校長は、前条第1項に規定する入校申込書を提出した者について入校の適否を決定し、その旨を当該者に通知しなければならない。

2 校長は、前条第2項の規定により施設利用承認申請書の提出があつたときは、承認又は不承認を決定し、その旨を申請者に通知しなければならない。

一部改正〔昭和55年規則30号・60年17号・61年38号・平成12年34号〕

(誓約書の提出)

第5条 前条第1項の規定により入校を決定された者(以下「技術校生」という。)のうち、普通課程の普通職業訓練又は短期課程の普通職業訓練で訓練期間が6月以上のもの(以下「普通課程等の普通職業訓練」という。)を受ける者は、入校した日から7日以内に誓約書(第3号様式)を校長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、普通課程等の普通職業訓練を受ける者が未成年者のときは、保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で未成年者を現に監督保護する者をいう。以下同じ。)が誓約書に連署しなければならない。

一部改正〔昭和55年規則30号・60年17号・61年38号・平成4年3号・5年31号・12年34号〕

(退校)

第6条 技術校生は、退校しようとするときは、退校届(第4号様式)を校長に提出しなければならない。

2 第5条第2項の規定は、退校届を提出する場合について準用する。

3 校長は、技術校生が次の各号のいずれかに該当するときは、退校を命ずることができる。

(1) 素行不良で改しゆんの見込みがないと認められるとき。

(2) 心身の故障又は成績不良で技能習得の見込みがないと認められるとき。

(3) 正当な理由がなく校長が知事の承認を得て定める時間数以上欠席したとき。

(4) 正当な理由がなく授業料を納付しないとき。

一部改正〔昭和55年規則30号・60年17号・平成4年3号・8年40号・16年82号〕

(入校検定料)

第7条 入校検定料は、入校申込書を提出する際に納付しなければならない。

追加〔平成16年規則82号〕

(入校料)

第8条 入校料は、入校手続をする際に納付しなければならない。

追加〔平成16年規則82号〕

(授業料)

第9条 授業料は、年額の12分の1に相当する額を、毎月、校長が指定する日に納付しなければならない。

追加〔平成16年規則82号〕

(授業料の納付の特例)

第10条 職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第9条に規定する普通課程（以下「普通課程」という。）の中途における他の訓練課程から普通課程への編入の場合には、編入しようとする日の属する月に納付すべき授業料から納付しなければならない。

2 普通課程の中途における普通課程から他の訓練課程への編入又は退校の場合には、編入し、又は退校しようとする日の属する月までに納付すべき授業料は、納付しなければならない。ただし、校長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

追加〔平成16年規則82号〕

(受講料)

第11条 受講料は、受講の手続をする際に納付しなければならない。

追加〔平成16年規則82号〕

(証明書交付手数料)

第12条 証明書交付手数料は、当該証明書類の交付を申請する際に納付しなければならない。

追加〔平成16年規則82号〕

(入校料及び授業料の免除等の手続)

第13条 条例第5条の規定により入校料及び授業料の全部若しくは一部の免除又は徴収の猶予を受けようとする者は、入校料及び授業料免除（徴収猶予）申請書（第5号様式）に入校料及び授業料の納付が困難である旨を証明する書類を添え、校長に提出しなければならない。

追加〔平成16年規則82号〕、一部改正〔令和2年規則64号〕

(免除等の理由の解消の届出)

第14条 授業料の全部若しくは一部の免除又は徴収の猶予を受けた者は、その免除又は徴収の猶予を受けた理由が解消したときは、授業料免除（徴収猶予）理由解消届（第6号様式）を直ちに校長に提出しなければならない。

追加〔平成16年規則82号〕

(褒賞の授与)

第15条 普通課程等の普通職業訓練を修了した技術校生のうち、校長は成績優秀な者に優秀賞を、技能の習得に努力した者に努力賞を、精励皆勤した者に皆勤賞を、精勤した者に精勤賞をそれぞれ授与する。

一部改正〔昭和55年規則30号・60年17号・61年38号・平成4年3号・5年31号・8年40号・16年82号〕

(訓練手当)

第16条 知事は、普通課程等の普通職業訓練を受ける技術校生に対し、別に定めるところにより訓練手当を支給することができる。

一部改正〔昭和61年規則38号・平成4年3号・5年31号・8年40号・16年82号〕

(災害見舞金)

第17条 知事は、職業訓練を受ける際災害を受けた技術校生に対し、別に定めるところにより災害見舞金を支給することができる。

一部改正〔昭和61年規則38号・平成4年3号・8年40号・16年82号〕

(実施細目)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、知事の承認を得て校長が定める。

一部改正〔昭和55年規則30号・60年17号・61年38号・平成8年40号・16年82号〕

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和54年4月1日から施行する。
- (関係規則の廃止)
- 2 次に掲げる規則(以下「旧規則」という。)は、廃止する。
    - (1) 神奈川県立の専修職業訓練校等に関する規則(昭和33年神奈川県規則第68号)
    - (2) 神奈川県立の技能訓練センターに関する条例施行規則(昭和44年神奈川県規則第97号)
    - (3) 神奈川県立の高等職業訓練校に関する条例施行規則(昭和48年神奈川県規則第8号)
- (経過措置)
- 3 この規則の施行の日前に旧規則の規定に基づいて行われた入校の選考その他の行為で、この規則の施行の際現に効力を有するものは、この規則の相当規定に基づいて行われたものとみなす。
  - 4 この規則の施行の際旧規則に定める様式に基づいて調製した用紙が残存するときは、当該様式に関しては、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(昭和55年3月31日規則第30号)

- 1 この規則は、昭和55年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前に改正前の神奈川県立の職業訓練校に関する条例施行規則(以下「旧規則」という。)第4条の規定に基づいて行われた神奈川県立京浜技能訓練センターへの入校及び同センターの利用の承認の決定でこの規則施行の際現に効力を有するものは、改正後の神奈川県立の職業訓練校及び技能開発センターに関する条例施行規則第4条の規定に基づく神奈川県立技能開発センターへの入所及び同センターの利用の承認の決定とみなす。
- 3 この規則の施行の際旧規則に定める様式に基づいて調製した用紙が残存するときは、当該様式に関しては、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(昭和59年3月16日規則第14号)

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則(昭和60年3月30日規則第17号)

- 1 この規則は、昭和60年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際改正前の神奈川県立の職業訓練校及び技能開発センターに関する条例施行規則に定める様式に基づいて調製した用紙が残存するときは、当該様式に関しては、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(昭和60年9月30日規則第71号)

この規則は、昭和60年10月1日から施行する。

附 則(昭和61年1月24日規則第2号)

この規則は、昭和61年2月1日から施行する。

附 則(昭和61年3月31日規則第38号)

- 1 この規則は、昭和61年4月1日から施行する。
- 2 改正前の規則に定める様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用できる。

附 則(平成元年3月31日規則第46号)

- 1 この規則は、平成元年5月7日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、当該用紙が残存する間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成2年3月30日規則第13号）

- 1 この規則は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、当該用紙が残存する間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成3年3月26日規則第13号）

- 1 この規則は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の各規則（中略）に定める様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成4年2月4日規則第3号）

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成4年10月30日規則第63号）

この規則は、平成4年10月31日から施行する。

附 則（平成5年3月30日規則第31号）

- 1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成6年3月15日規則第13号）

- 1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の各規則に定める様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、使用することができる。

附 則（平成7年3月31日規則第58号）

- 1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の各規則に定める様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成8年3月29日規則第40号）

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成10年6月5日規則第62号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年3月30日規則第25号）

- 1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の各規則に定める様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。
- 3 この規則による改正前の各規則の規定による証票等がこの規則施行の際現に効力を有するものは、この規則による改正後の各規則による証票等とみなす。

附 則（平成11年12月28日規則第93号）

- 1 この規則は、平成12年1月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の各規則に定める様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成12年 3 月31日規則第34号）

この規則は、平成12年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成13年 3 月30日規則第51号）

- 1 この規則は、平成13年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正前の各規則に定める様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成16年 9 月28日規則第82号）

この規則は、平成16年10月 1 日から施行する。ただし、第 6 条の次に 8 条を加える改正規定中第11条及び第12条に係る部分は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成18年 3 月31日規則第65号）

この規則は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成19年 3 月20日規則第35号）

この規則は、平成19年10月 1 日から施行する。ただし、第 1 号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年 1 月11日規則第 2 号）

この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 3 月29日規則第43号）

- 1 この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（令和元年 6 月25日規則第15号）

この規則は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 7 月17日規則第64号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（令和 3 年 9 月28日規則第80号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の各規則に定める様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

第1号様式

(第3条、第4条関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

全部改正〔平成19年規則35号〕、一部改正〔平成28年規則43号・令和元年15号〕

入 校 申 込 書

- 1 太線の枠内のみ、必要事項を記入してください。
- 2 □のある欄は、該当する□内に✓印を記入してください。

(この個人情報は、入校選考及び訓練に係る業務以外には使用いたしません。)

受験番号	
------	--

志 望 校		写真貼付欄 タテ3.0cm×ヨコ2.5cm 最近3箇月以内に撮影したもの (写真裏面に氏名を記入の上貼り付けてください)
志 望 コー ス		

ふりがな		性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	自宅電話番号	( ) -
氏 名		生年月日	年 月 日 ( 歳)	昼間の連絡先 (携帯電話可)	( ) -
				F A X	( ) -
現 住 所	郵便番号 ( - )				
公 職 業 訓 練 受 講 歴	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 受講中	受講した (受講中の) コース名 又は科名 (新しいもの から順に記入)	訓 練 期 間	年 月 日～	
				年 月 日～	
			(新しいもの から順に記入)	年 月 日～	
最 終 学 歴	<input type="checkbox"/> 中学 <input type="checkbox"/> 義務教育学校 <input type="checkbox"/> 中等教育学校前期課程 <input type="checkbox"/> 高校 <input type="checkbox"/> 中等教育学校 <input type="checkbox"/> 高専 <input type="checkbox"/> 短大 <input type="checkbox"/> 専修学校 <input type="checkbox"/> 各種学校 <input type="checkbox"/> 大学 <input type="checkbox"/> 大学院 <input type="checkbox"/> その他 ( )		部 科	年 月 日	<input type="checkbox"/> 卒業 (修了) <input type="checkbox"/> 卒業 (修了) 見込み <input type="checkbox"/> 中退
職 歴 (新しいもの から順に記入)	在 職 期 間		仕 事 の 内 容		
	年 月～	年 月			
	年 月～	年 月			
	年 月～	年 月			

障 害 者 手 帳	都道府 県 市	第 号	年 月 日 交付	手帳の種類・等級
-----------	---------	-----	----------	----------

公共職業安定所 記入欄		
整 理 番 号	第 号	受付確認印
確 認 年 月 日	年 月 日	
安 定 所 名 担 当 者 氏 名	公共職業安定所 担当者:	
備 考	<input type="checkbox"/> 受講指示 ( <input type="checkbox"/> 早期 <input type="checkbox"/> 2/3 ) <input type="checkbox"/> 受講推薦 ( <input type="checkbox"/> 雇用保険有 ) <input type="checkbox"/> 支援指示 <input type="checkbox"/> 雇対法	

職業技術校 記入欄	
受 付 番 号	第 号
受 付 年 月 日	年 月 日
受 付 確 認 印	

----- (切り離さないでください。) -----

受 験 票

受験番号	
------	--

志 望 校	
志 望 コー ス	

ふりがな	
氏 名	

職業技術校 記入欄	
受 付 番 号	第 号
受 付 年 月 日	年 月 日
受 付 確 認 印	

第2号様式

(第3条、第4条関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

一部改正〔平成3年規則13号・6年13号・令和元年15号〕

施設利用承認申請書

年 月 日

殿

申請者 住 所

郵便番号 電話 ( )

氏 名 (事業所にあつては、名  
称及び代表者の氏名)

次のとおり利用したいので、申請します。

利 用 期 間	年 月 日 午 前 後 時 分から
	年 月 日 午 前 後 時 分まで
	( 日 間) ( 時 間)
利 用 目 的	
利 用 す る 施 設 及 び 設 備	
利 用 予 定 人 員	利 用 責 任 者 氏 名

第3号様式

(第5条関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

一部改正 [昭和55年規則30号・60年17号・61年38号・平成4年3号・6年13号・11年25号・93号・令和元年15号・3年80号]

誓 約 書

年 月 日

殿

私は、この度入校を許可されましたので、在校中は諸規程及び指示事項を堅く守り、  
万一違反したときは、退校を命じられても決して異議を申し立てないことを誓約します。

現住所

氏 名

上記の者が、この度入校を許可されましたので、在校中は誓約事項を堅く守らせてます。

現 住 所

本人との関係

保護者氏名

備考 本人が未成年者の場合にあつては、保護者が連署してください。

第4号様式

(第6条関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

一部改正〔昭和55年規則30号・60年17号・61年38号・平成2年13号・4年3号・6年13号・7年58号・8年40号・令和元年15号〕

退 校 届

年 月 日

殿

本人氏名

本人との関係

保護者氏名

私は、この度次の理由により退校したいので届け出ます。

理 由

備考 本人が未成年者の場合にあつては、保護者が連署してください。

第5号様式

(第13条関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

追加〔平成16年規則82号〕、一部改正〔令和元年規則15号・2年64号〕

入校料及び授業料免除(徴収猶予)申請書

年 月 日

殿

訓練職系

訓練コース

氏 名

次のとおり入校料及び授業料の全部(一部)の免除(徴収の猶予)を申請します。

申請額	入校料	円
	授業料	円
期間	年 月から 年 月まで	
理由		

備考 1 授業料の申請額は、免除又は徴収の猶予を受けようとする期間中の合計額を記載してください。

2 期間は、授業料の免除又は徴収の猶予の場合に記載してください。

第6号様式

(第14条関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

追加〔平成16年規則82号〕、一部改正〔令和元年規則15号〕

授業料免除(徴収猶予)理由解消届

年 月 日

殿

訓練職系

訓練コース

氏 名

年 月 日付で承認を受けました授業料の全部(一部)の免除(徴収の猶予)について、その理由が解消しましたので、届け出ます。

解消した理由	
--------	--